項第八号の三」を「第六十二条の三第四項第八号の二」に改め、同号ロ(1)中「第六十二条の三第四項第八号の三イ」を「第六十二条の三第四項第八号の二イ」に改め、同号ロ(2)中「第六十二条の三第四項第八号の三ロ」を「第六十二条の三第四項第八号の二ロ」に改め、同号を同項第八号の二とし、同項第九号ロ中「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第二十項」に、「同項」を「同条第十九項」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「第六十二条の三第四項第十二号に掲げる」を「第六十二条の三第四項第十一号に掲げる」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十号」に、「第三十八条の四第二十一項各号」を「第三十八条の四第二十項各号」に改め、同号ロ中「第六十二条の三第四項第十号」を「第六十二条の三第四項第十一号」に、「第三十八条の四第二十二項各号」を「第三十八条の四第二十一項各号」に改め、同号を同項第十号とし、同条第四項中「及び第八号」を削り、同条第五項中「第六十二条の三第四項第八号の二」を「第六十二条の三第四項第八号」に改め、同条第六項中「第六十二条の三第四項第九号の二」を「第六十二条の三第四項第十号」に改め、同条第七項中「第三十八条の四第二十一項第二号ハ」を「第三十八条の四第二十二項第二号ハ」に改め、同条第八項中「第三十八条の四第二十三項第三号」を「第三十八条の四第二十四項第三号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「第六十二条の三第四項第十二号から第十五号まで」を「第六十二条の三第四項第十三号から第十五号まで」に、「同項第十二号から第十四号まで」を「同項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号イ(3)(ii)及びロ中「第六十二条の三第四項第十二号から第十四号まで」を「第六十二条の三第四項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号ハ中「同条第四項第十二号から第十四号まで」を「同条第四項第十三号若しくは第十四号」に改め、同項第二号中「第六十二条の三第四項第十二号及び第十四号」を「第六十二条の三第四項第十四号」に、「同項第十二号又は第十四号」及び「これらの規定」を「同号」に改め、同号ロ(2)及びハ中「第六十二条の三第四項第十二号又は第十四号」を「第六十二条の三第四項第十四号」に改め、同号ニ中「同条第四項第十二号又は第十四号」を「同条第四項第十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第二号中「第二項第十三号」に、「第六十二条の三第四項第十二号イ、第十三号イ」を「第六十二条の三第四項第十三号イ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第三十八条の四第三十三項第五号」を「第三十八条の四第三十二項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十二項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第十二項第一号イ」を「第十一項第一号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項第一号中「同条第四項第十二号」を「同条第四項第十三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項第一号中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同項第二号中「つき法第六十二条の三第四項第十二号」を「つき法第六十二条の三第四項第十三号」に、「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同号ロ中「(同法第百十一条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、同号ハ中「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を、「第八十七条」の下に「又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項」を加え、同号ヘ中「、施設建築物の一部」の下に「又は施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利（」を「権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、同項第三号イ中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同号ロ中「第二百十二条第三項（」を「第二百十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は」に、「読み替えて適用される場合を含む。）の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分」を「読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」に改め、同号ハ中「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を、「第二百二十一条」の下に「又は第二百二十二条第一項、第二項若しくは第五項」を加え、同号ホ中「、防災施設建築物の一部」の下に「又は防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利（」を「権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改める。

第二十二条の五第十九項第一号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第二十二条の七第三項中「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「次号」を「以下この項」に、「）内に」を「）又は大田区若しくは大阪市の区域内に」に、「当該」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該」に、「既成市街地等（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「次に定める地域」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

第二十二条の七第三項第五号を削り、同条第四項中「の下欄、第五号、第六号又は第七号」を「、第五号又は第六号」に改め、同項第一号イ中「第八条第一項」を「第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項」に改め、「に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれら」及び「同条第一項に規定する特定空港の設置者の」を削り、「同項」を「同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同号ロ中「第九条第二項」を「第二条」に、「譲渡資産を同項」を「譲渡資産を同法第九条第二項」に改め、「同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の」を削り、「補償金を同項」を「補償金を同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号」を「第五号」に、「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同条第五項中「第七号」を「第六号」に改め、「(同号の下欄の車両及び運搬具を除く。)」を削り、「(同欄」を「(表の第六号の下欄」に、「前項第八号」を「前項第七号」に改め、同条第八項第五号、第九項第六号及び第十項第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十二条の二第四項第一号中「のうち第五号の七及び第五号の八以外の各号」を「(第五号の七、第五号の八及び第十二号を除く。)」に改め、同項第二号イ中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同号ロ中「(同法第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削り、「又は建築施設の部分」を「若しくは施設建築物の